

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2021年8月30日時点

🖱️ クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

🖱️ クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、
詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

事業を守る

休業要請等に応じ、 飲食店を休業・ 営業時間短縮	地方創生臨時交付金の 協力要請推進枠 なお、協力要請推進枠のほか、地方創生臨時交 付金は、コロナ対応の取組であれば自治体が自 由度高く活用することが可能です	【中小企業】緊急事態措置区域 又は まん延防止等重点措置地域 (休業・2時までの営業要請) ※ 売上高に応じて1日4※～10万円 等 ※今般 (4/25～) の緊急事態宣言期間において緊急事態措置を 実施すべき地域は、宣言解除まで下限3万円を 4万円 とする。 それ以外の地域 (2時までの営業要請の場合) ※ 1日2.5～7.5万円 ※ただし、1日2万円とすることも可 【大企業】 売上高減少額に応じて 1日最大20万円 (中小企業も選択可能) (注1) 酒類販売自粛が長期に及んでおり、酒類の在庫処分自粛が飲食店の経営に 与える影響が大きいこと等を踏まえ、緊急事態宣言区域又はまん延防止等 重点措置地域における飲食店に対し、協力金の早期交付等を実施。 (注2) 詳細はリンク先のHPをご確認ください。	お近くの都道府県の 窓口まで
4～9月の緊急事態宣言又は まん延防止等重点措置 に伴う飲食店の休業・時短営業 外出自粛等の影響により 売上が減少	月次支援金の支給 6/16申請受付開始	対象月の売上 50%以上減の中堅・中小事業者 法人 20万円/月 、個人 10万円/月 を上限に支援	月次支援金事務局 相談窓口※ 申請者専用：0120-211-240 IP電話等：03-6629-0479 ※一時支援金事務局 相談窓口も同様
酒類を提供する飲食店への 休業要請、酒類の提供停止の 要請の影響で売上が減少する 酒類販売事業者への支援	酒類販売事業者支援	月次支援金の給付(売上50%以上減の場合、売上減少分を給付 (上限：法人20万円/月、個人10万円/月))について、 酒類販売事業者に対し、 ・要件を緩和し、給付対象を売上30%以上減の事業者に拡大 (注) (7月～9月についてはさらに、2ヶ月連続、売上15%以上減でも給付対象 とする柔軟な運用) ・売上50%以上減の事業者：上限 法人 40万円 、個人 20万円 (注) ・売上30%以上減の事業者：上限 法人 60万円 、個人 30万円 (注) ・売上15%以上減の事業者：上限 法人 80万円 、個人 40万円 (7月～9月(注)) (注) 異時的大支援 (大規模等) は相談要請ごとに異なるため、各都道府県にご確認ください。	お近くの都道府県の 窓口まで
4～9月の緊急事態宣言又は まん延防止等重点措置 に伴う時短要請等に応じ 大規模施設等を営業時間短縮等	時短要請等に応じた 集客力の高い 大規模施設等への 協力金の支給	①時短要請等に応じた大規模施設 (1,000㎡超) 自己が利用する休業面積1,000平米毎に 20万円/日 (営業部分) +テナント等向け協力金単価の 1割相当額 ②上記施設のテナント等 各テナント等の休業面積100平米毎に 2万円/日 (注) 都道府県独自の休業要請等も対象	お近くの都道府県の 窓口まで
緊急事態宣言等で 公演・展示会・遊園地 が中止・休園	J-LODlive2補助金 (4/7公募開始)	《キャンセル費用支援》 上限 2,500万円 (補助率 10/10) (公演の開催に係る固定費、 全国77の一部である地方公演等も対象) 《再開支援》 上限 3,000万円 (補助率 1/2) ※補助金交付までのつなぎ融資も実施	J-LODlive2補助金事務局 映像産業振興機構(VIPO)まで 0120-68-7322 (受付時間：土日祝日を除く 10:00～17:00)
【文化芸術・スポーツ】 緊急事態宣言等で 公演・展示会・スポーツ イベント等が中止	ARTS for the future! (文化芸術等) (9/6二次募集開始) スポーツイベント 開催等支援事業	<ARTS for the future!> 文化芸術活動の持続強化の取組に係る経費、 公演等のキャンセル料 (関係の固定費を含む) を最大 2,500万円 補助等 <全国規模のスポーツイベント等開催等支援> 緊急事態宣言に伴うスポーツイベント キャンセル費用最大 2,500万円 補助 等	ARTS for the future! 事務局 映像産業振興機構 (VIPO) TEL：0120-510-335 スポーツ庁参事官 (民間スポーツ担当) TEL：03-6734-3943
売上減で 資金繰り が厳しい	実質無利子・ 無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限： 当面2021年末まで	3年間実質無利子 最長5年間元本据置 公庫(国民) 最大 6千万円 公庫(中小)・商工中金 最大 3億円 直近2週間でも売上減少要件を判断可能	日本公庫→0120-154-505 (受付時間 平日のみ9:00～17:00) 商工中金→0120-542-711 (受付時間 平日9:00～17:00・土曜9:00～15:00)
新分野展開や 業態転換で事業 を立て直したい	事業再構築補助金 第2回公募：9月上旬頃採択公表予定 第3回公募：7月30日受付開始、9月21日締切	新分野展開や業態転換等の事業再構築 に取り組む場合、上限 1億円 までを 最大 2/3 (中堅は 1/2)で補助 さらに時短営業の飲食店や外出自粛の影響で 本年1～8月のいずれかの月の売上が30%以上減なら 補助率は 3/4 (中堅は 2/3)に引き上げ(上限1,500万円)	事業再構築補助金事務局 <ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話>03-4216-4080 (受付時間：日曜祝日を除く 9:00～18:00)
感染防止対策を しつつ、販路を 開拓したい	持続化補助金 3/31公募開始 なお、申請は4月16日開始 ※1/8以降の事業が対象	小規模事業者に 最大 100万円 まで 3/4 補助 さらに緊急事態宣言の影響で 本年1～8月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助 金総額に占める感染防止対策費の上限を最大25万円→ 最大 50万円 に引き上げ	小規模事業者持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠) コールセンター 電話：03-6731-9325 (受付時間：土日祝日を除く 9:30～17:30)
高機能な換気設備を 導入して感染 リスクを抑えたい	大規模感染リスクを低減するための 高機能換気設備等 の導入支援事業 二次公募：7月22日申請受付締切 8月下旬頃採択予定	中小企業等の高機能換気設備及び 同時に導入する空調設備の 導入費用に対して 1/2 補助※ ※施設のCO2排出量の削減が必要	環境省 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
ITツールの導入により、 業務における接触機 会を低減したい	IT導入補助金 4/7公募開始 ※1/8以降の事業が対象	業務の効率化および接触機会の低減に 資するITツール等の導入費用を 最大 450万円 まで最大 2/3 補助 ※テレワーク用のクラウド 対応したITツール導入 (VPAウェア、クラウド 利用料等)を支援する テレワーク対応類型は最大150万円	サービス等生産性向上 IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424 (受付時間：土日祝日を除く 9:30～17:30)
居住地と同一県内の 旅行を支援/感染防止 対策等を実施する 宿泊事業者を支援	地域観光事業支援	居住地と同一県内の旅行について 1人当たり 5千円 ・商品代金の 50%支援 前売り宿泊・旅行券 の発行 ※地域観光事業者がクーポン等を実施すると 2千円 を追加支援 宿泊事業者による感染防止対策等への支援 1施設最大500万円 ※サマーグレイ等の購入・ワーケーションスペース設置等に活用可能	居住地と同一県内の旅行支援について 【東日本担当】 【西日本担当】 観光庁観光地域振興課 観光庁外客受入参事官室 TEL：03-5253-8328 TEL：03-5253-8972 宿泊事業者による感染防止対策等への支援について 【東日本担当】 【西日本担当】 観光庁観光産業課 観光庁外客受入参事官室 TEL：03-5253-8330 TEL：03-5253-8972

雇用を守る

生活を守る

観光拠点を再生して 地域の魅力と 収益力を高めたい	既存観光拠点の 再生・高付加価値化 推進事業 【交通連携型】 6月18日公募開始、9月17日受付締切	交通を軸とした観光目的で行う地域への 誘客促進や付加価値向上の事業に対して、 1地域最大5,000万円 まで補助※ ※計画の申請代表者が交通事業者であり、構成員に 観光分野の事業者又はその他観光関連の団体を それぞれ1者以上含んでいること	既存観光拠点の再生・ 高付加価値化推進事業事務局 03-6633-3837 (受付時間：日祝を除く 9:30～18:00)
雇用を 維持したい	雇用調整助成金 ※現行の特例措置は、11月末まで(予定)	一定の要件を満たす場合、 休業手当等の最大 10/10 を助成 (日額最大15,000円)	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00～21:00)
在籍出向で雇用 を維持したい／ 在籍出向の人材 を活用したい	産業雇用 安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中小は 9/10 、大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用 1人当たり最大 15万円 助成	お近くの都道府県 労働局または ハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00～21:00)
休業期間中、 賃金が 支払われない	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 ※現行の特例措置は、11月末まで(予定)	中小企業で働く従業員 (パート・アルバイト含む)に対して 日額最大 11,000円 を支給 大企業で働く一部の従業員も対象に	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00,休日8:30-17:15)
コロナで離職を 余儀なくされた方 を雇いたい ※シフト減で実質的に 離職状態にある方も含む	トライアル 雇用助成金	3か月の試用雇用期間中 一人当たり月額 4万円 助成 (短時間労働は月額 2.5万円)	お近くの都道府県 労働局または ハローワークまで
介護・障害福祉 分野の就職を支援	介護訓練修了者への 返済免除付 就職支援金貸付制度	介護訓練修了後に介護・ 障害福祉分野に就職した場合、 20万円の貸し付け その後、 2年間継続して 従事することで 返済免除	就職した又は就職を予 定している事業所の所 在の都道府県・都道府 県社会福祉協議会まで
収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・ 総合支援資金 申請期間:2021/11/30	貸付最大 200万円 (二人以上世帯) 最大 155万円 (単身世帯) なお、令和3年4月以降新規申請の方は、 最大 140万円 (二人以上世帯) 最大 110万円 (単身世帯) 返済開始時期を 来年3月末 に延長	市区町村の 社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (9:00-17:00土、日、祝日を除く)
収入減で 生活が苦しい ※緊急小口資金等の特例貸付を 利用できない世帯の方へ	新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金 申請期間:2021/11/30	緊急小口資金等の特例貸付について、 総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、 再貸付について不承認とされた世帯等に対して、 単身世帯 6万円 、二人世帯 8万円 、 三人以上世帯 10万円 を 3ヶ月間 にわたり支給	コールセンター 0120-46-8030 (9:00-17:00土、日、祝日を除く)
休業による 収入減で 住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし (3か月間再支給の申請は 2021/9/30まで)	原則3か月、最長9か月 家賃相当額を支援 支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の 自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (9:00-17:00土、日、祝日を除く)
生活が苦しい 子育て世帯の 方々に	低所得の子育て 世帯に対する 子育て世帯生活 支援特別給付金	児童扶養手当受給者等、 その他住民税非課税の子育 て世帯に、児童一人当たり 一律5万円 を支給	〈ひとり親世帯〉 コールセンター 0120-400-903 〈住民税非課税の子育て世帯〉 コールセンター 0120-811-166 (9:00～18:00 土、日、祝日を除く)
安定した仕事を 得たいひとり 親世帯の方々に	高等職業訓練 促進給付金	訓練期間中に 月額 10万円 、最長 4年 最短 6か月 のデジタル分野 等の民間資格等も対象に	お住いの都道府県 ・市区町村まで
自立に向けて 取り組むひとり親 世帯の方々に	償還免除付 ひとり親家庭 住宅支援資金貸付	月上限 4万円 × 12か月 の 住宅賃借資金の無利子貸付 1年就労継続なら 一括償還免除	お住いの都道府県まで (指定都市にお住いの 方は市役所まで)
コロナで学びの 継続が困難	高等教育の 修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な 生活費等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と授業料減免	各大学等の窓口 または 日本学生 支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (9:00-20:00 土、日、祝日を除く)

🖱️ オンライン申請
の詳細は
こちらを
クリック

🖱️ 詳細は
こちらを
クリック

🖱️ 詳細は
こちらを
クリック